

2020年8月21日

グリーンボンド発行に関するお知らせ

株式会社ホンダファイナンス(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:高橋明宏)は、グリーンボンドに関する訂正発行登録書を本日付で関東財務局長宛に提出いたしましたので、お知らせします。

Honda はカーボンフリー社会の実現に向けて、2030年をめどに四輪車販売の3分の2を、電動化技術を搭載した機種に置き換える目標を掲げています。当社は、グリーンボンド発行を通じ、資金調達手段の多様化を進めるとともに、この目標の達成に向け、販売会社と協力し Honda 製品の普及に努めていきます。

本グリーンボンドにより調達された資金は、Honda 製品の販売におけるクレジット契約の自動車購入代金の立替払い債権のうち、上記目標に資する四輪車の債権に充当する予定です。

当社はグリーンボンドの発行を目的として、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles: GBP)2018」(注1)及び「グリーンボンドガイドライン 2020年版」(注2)に則り、グリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価として、株式会社格付投資情報センター(R&I)より、当該フレームワークが「グリーンボンド原則2018」及び「グリーンボンドガイドライン 2020年版」に適合する旨のセカンドオピニオンを取得いたしました(注3)。

また、本第三者評価の取得については、環境省の令和2年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業(注4)の補助金交付対象となっております。

本グリーンボンドの概要

発行年限	5年
発行予定時期	2020年9月(予定)
資金用途	Honda 製品の販売におけるクレジット契約の自動車購入代金の立替払い債権のうち、Honda の掲げる「2030年をめどに四輪車販売の3分の2を、電動化技術を搭載した機種に置き換える」という目標に資する四輪車の債権 但し、WLTCモード(注5)において、CO ₂ 排出量原単位がIEA Mobility Model(注6)で提示される乗用車の排出量閾値を下回る電動車(注7)に限定する
主幹事証券会社	S M B C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社
グリーンボンド・ストラクチャリング・エージェント(注8)	S M B C 日興証券株式会社

【本件に関するお問い合わせ先】

事業管理部 財務課

電話番号：03-5210-7866

- (注1) グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) とは、国際資本市場協会 (ICMA) が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会 (Green Bond Principles Executive Committee) により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン
- (注2) グリーンボンドガイドライン 2020 年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2020 年 3 月に改訂・公表したガイドライン
- (注3) R&I によるセカンドオピニオンとは、対象となるファイナンスが関連する各種原則等に適合していることを評価する R&I による第三者評価
詳細は、R&I ホームページ「セカンドオピニオン」をご参照ください。
<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>
- (注4) グリーンボンド発行促進体制整備支援事業とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。
対象となるグリーンボンド等の要件は、グリーンボンドの場合は調達した資金の全てが、サステナビリティボンドの場合は 50% 以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。
(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
1. 主に国内の低炭素化に資する事業 (再エネ、省エネ等)
・調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
2. 低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
・低炭素化効果 国内の CO₂ 削減量 1 トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
(2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと
- (注5) Worldwide-harmonized Light vehicles Test Cycle. 市街地モードや高速道路モードなど、各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な試験法。実用燃費に近い試験方法となる為、JC08 モード (注9) 燃費に比べ、燃費は同水準又は低くなる傾向がある。
- (注6) 国際エネルギー機関 (IEA) の開発するシミュレーションモデルであり、2 度シナリオ (2100 年までに世界的な気温上昇を 2 度未満に保つことを想定したシナリオ) 達成に向けた 2050 年までの乗用車 CO₂ 排出量閾値を提示している。
- (注7) ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、バッテリー EV
- (注8) グリーンボンド・ストラクチャリング・エージェントとは、グリーンボンドのフレームワークの策定及び第三者評価取得に関する助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行う者
- (注9) 国土交通省による日本独自の燃費測定法。原動機冷機状態及び原動機暖機状態によりそれぞれ算定した燃費値を加重調和平均により算定。2016 年 10 月から段階的に WLTC モードに切り替え。

本プレスリリースは、当社の債券発行に関する情報を公表することを唯一の目的に作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。